国連の各委員会による性犯罪の罰則等に関する最終見解

国連の各委員会による性犯罪の罰則等に関する最終見解

[女子差別撤廃委員会による最終見解]

- 〇平成28年3月(内閣府男女共同参画局ホームページ上の仮訳)
 - 23. 委員会は,女性に対する暴力に関する一般的勧告第19号(1992年) 及び前回の勧告を想起し、締約国に以下を要請する。
 - (a) 刑法の改正に当たっては、配偶者等からの暴力や個別の犯罪としての 近親姦を含む女性に対する暴力に包括的に対処することを確保するた め、本条約及び委員会の一般勧告第19号(1992年)並びにその法 体系を十分に活用すること、
 - (b) 強姦の定義を拡張するとともに、性犯罪の職権による起訴を確保する ための刑法の改正を促進すること、
 - (c)配偶者強姦を明示的に犯罪化するとともに法定強姦の法定刑の下限を引き上げるため、刑法を改正すること、

(以下,省略)

〇平成21年8月(内閣府男女共同参画局ホームページ上の仮訳)

3 4. 委員会は、被害者の告訴を性暴力犯罪の訴追要件とすることを刑法から 撤廃すること、身体の安全及び尊厳に関する女性の権利の侵害を含む犯罪と して性犯罪を定義すること、強姦罪の罰則を引き上げること及び近親姦を個 別の犯罪として規定することを締約国に要請する。

〇平成15年8月(外務省ホームページ上の仮訳)

362. 委員会は、ドメスティック・バイオレンスを含む女性に対する暴力の問題に、女性に対する人権の侵害として取り組む努力を強化することを締約国に要請する。特に、委員会は、配偶者暴力防止法を拡大し、様々な形態の暴力を含めること、強姦罪の罰則を強化すること、近親姦を個別の犯罪として刑罰法令に含めること、…(中略)…を締約国に要請する。

(以下,省略)

〔自由権規約委員会による最終見解〕

〇平成26年7月(外務省ホームページ上の仮訳)

10. 委員会の前回の勧告 (注) に沿って、締約国は、第3次男女共同参画基本計画によって策定されたように、職権による強姦及び他の性的暴力の犯罪を訴追し、一日も早く性交同意年齢を引き上げ、強姦罪の構成要件を見直すための具体的行動をとるべきである。

(以下,省略)

(注)下記の平成20年10月同委員会による最終見解14.参照

〇平成20年10月(外務省ホームページ上の仮訳)

14. 締約国は、刑法第177条の強姦罪の定義の範囲を拡大し、近親相姦、

性交以外の性的暴行,男性に対する強姦が重大な犯罪とされることを確保すべきである。また,抵抗したことを被害者に証明させる負担を取り除き,強 姦や他の性的暴力犯罪を職権で起訴するべきである。

(以下,省略)

27. 締約国は、児童の正常な発達の保護と児童虐待の防止を目的として、少年と少女の性交同意最低年齢を13歳とされる現状のレベルから引き上げるべきである。

[児童の権利委員会による最終見解]

- 〇平成22年6月(外務省ホームページ上の仮訳)
 - 36.委員会は、締約国が、男児であれ女児であれ、強姦の被害者すべてに同様の保護が与えられるよう刑法改正を検討することを勧告する。
- 〇平成16年2月(外務省ホームページ上の仮訳)
 - 23. 委員会は, 締約国が,
 - (a) 少女の婚姻最低年齢を少年の最低年齢にまで引き上げること,
 - (b) 性交同意最低年齢を引き上げること, を勧告する。